法定調書を提出する方はご注意を!!



令和9年(2027年)1月1日から適用される法定調書の主な変更点は以下の2点です。

①源泉徴収票の「みなし提出」特例

市区町村に「給与支払報告書」を提出すれば、税務署にも「源泉徴収票」を提出したとみなされ、税務署への作成・提出作業が不要になります。ただし、従業員本人への交付義務は引き続き残ります。事業者がeLTAXを利用して提出することで、従業員は確定申告時にマイナポータル連携で給与情報が自動入力されるメリットがあります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
源泉徴収票のみなし提出の特例 特設ページ▶

②電子提出(e-Tax等)の義務化基準の引き下げ

法定調書をe-Taxや光ディスク等で提出しなければならない対象基準が、これまでの「前々年100枚以上」から「30枚以上」に引き下げられます。前々年(令和7年中)の提出枚数が30枚以上になった場合は、令和9年提出分から電子提出が義務化されます。なお、税務署への提出が免除される場合でも、市区町村への報告書はeLTAX等で提出する必要があります。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について

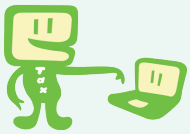

問　市民税課　☎973-5382

年末・年始 ごみ収集日、し尿汲み取り日のご確認を。

年末年始の大掃除は計画的に実施し、一度に大量に出さないようにお願いします。

年末年始のごみの収集について

家庭ごみの収集

▶年末は12月31日(木)まで収集します。
▶年始は令和9年1月4日(月)から収集します。





年末年始のし尿汲み取りについて

▶具志川地区、与那城地区、勝連地区は12月30日(水)まで汲み取りを行います。(汲み取り業者へ確認ください)
▶石川地区について、12月28日(月)まで汲み取りを行います。
▶年始は令和9年1月4日(月)から汲み取りを行います。

自己搬入

▶自己搬入は12月31日(木)午後3時まで搬入できます。

●自己搬入ごみは、正しい分別をしたうえで、粗大ごみ受付(西棟地下1階)までお越しください。また、ごみは1点ずつ確認する必要がありますので、大量のごみはご遠慮くださいますようお願いします。
●搬入する場合は12月28日(月)午後4時までに、粗大ごみ受付(西棟地下1階)にて搬入申請を行ってください。

粗大ごみに関して

▶粗大ごみに関しては、お電話でお問い合わせください。年末の粗大ごみの自己搬入も12月28日(月)午後4時までに、粗大ごみ受付(西棟地下1階)にて搬入申請を行ってください。
◉お問合せ番号:☎974-6164
◉お問合せ時間:平日(公休日・年末年始休除く)午前8時30分～午後4時30分
(正午から午後1時を除く)

問　環境政策課　☎973-5594